

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	手稲駅自由通路自動扉保守点検業務
発注課	手稲区土木部維持管理課
選定事業者	ナブコシステム株式会社札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務の対象である自動扉（ナブコシステム自動ドア装置）は、上記業者が設計、製造及び設置をしたものである。</p> <p>自動扉の保守点検・故障時の対応等については、自動扉の構造・システム等の技術情報を共有するナブコ自動ドア販売施工代理店によることが求められており、本業務を履行するにあたっては、技術情報を共有する上記業者以外では機能を保持することができない。</p> <p>また、他の業者では、本業務に必要な機器及び部品等の調達が不可能であり、本業務を安全かつ確実に履行できるのは、上記業者に限られる。</p> <p>以上のことから、役務の提供を行う業者が1者に特定されるため、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号により、当該指名業者を相手方とする随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）
決定日	令和8年2月10日